

学校法人札幌国際大学役員、学長等の報酬等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「学校法人札幌国際大学役員等の待遇に関する規則」の規定に基づき、学校法人札幌国際大学の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び同学校法人が設置する大学の学長の報酬等並びに役員及び評議員の費用弁償につき必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員及び学長の報酬の額は、以下に定める表の通りとする。なお、本条に定めのない役職又は資格を新たに設けたときは、その報酬の額は理事会で別に定める。

役職名		報酬額の基準	額の決定手続き
常勤理事	理事長	年額 15,000千円以内とし、額は特別職報酬年俸表による。	号俸は理事会で定める。
	常務理事	月額 200,000円以内	額は理事長が定める。
	理事(学長理事を除く)	月額 100,000円以内	
非常勤役員	理事	月額 50,000円以内	
	監事	月額 100,000円以内	
学長		年額 12,000千円以内とし、額は特別職報酬年俸表による。	号俸は理事長が定める。

(通勤手当)

第3条 役員及び学長には、その通勤の実態に応じ、教職員の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 役員及び学長の報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第5条 役員及び学長が月の途中で就任又は退任したときは、当該月は報酬月額的全額を支給する。

(月の途中で報酬改定を行った場合の報酬)

第6条 月の途中で報酬月額の改定を行ったときは、当該月の報酬額は新たに定められた報酬額を支給する。

(役員及び評議員の費用弁償)

第7条 役員及び評議員について、次の各号のいずれかに該当する場合、交通費実費相当額として、1回につき、5,000円を支給するが、遠隔地からの交通費については、「学校法人札幌国際大学役員の出張に関する内規」に基づき、交通費・日当・宿泊費等を支給する。

ただし、(1)及び(2)における開催場所が本学である場合並びに(3)に該当する場合、常勤役員並びに本学の教職員（非常勤を除く）を兼任している役員及び評議員については、これを支給しない。

また、同一日に(1)から(3)に定める事由のうち、二以上に該当した場合であっても、重複して支給しない。

(1)理事及び監事が理事会に出席したとき

(2)評議員及び監事が評議員会に出席したとき

(3)理事、監事及び評議員が本学においてその職務を執行したとき

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

この内規は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年4月27日から施行する。

この内規は、平成30年12月3日から施行する。

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別表 特別職報酬年俸表

号俸	大学長・短期大学部学長	
	年俸額	月額
1	7,200,000円	600,000円
2	7,800,000円	650,000円
3	8,400,000円	700,000円
4	9,000,000円	750,000円
5	9,600,000円	800,000円
6	10,200,000円	850,000円
7	10,800,000円	900,000円
8	11,400,000円	950,000円
9	12,000,000円	1,000,000円

号俸	理事長	
	年俸額	月額
1	10,200,000円	850,000円
2	10,800,000円	900,000円
3	11,400,000円	950,000円
4	12,000,000円	1,000,000円
5	12,600,000円	1,050,000円
6	13,200,000円	1,100,000円
7	13,800,000円	1,150,000円
8	14,400,000円	1,200,000円
9	15,000,000円	1,250,000円